

調査計画

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 調査の目的

経済産業省生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

1. 別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所
2. 前項に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（以下「特定事業所」という。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約13,000事業所

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

以下の情報を基に別表第1に掲げる生産品目別の事業所名簿を毎年作成し、別表第1で生産品目別に掲げる従業者規模以上の事業所について悉皆調査を行う。

1. 調査実施時期に利用可能な最新の工業統計調査、経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査票情報を基に作成した製造業における品目別産出事業所名簿
2. ①報道・IR情報などの公開情報、②報告者、③都府県・地方経済産業局・業界団体等から得られる、事業所の状況変化（従業者規模の降下、転業、統廃合等）に係る情報

(3) 報告義務者

3(2)の規定する事業所及び特定事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）。ただし、経済産業大臣が定める基準に基づき指定する事業所を代表する者（以下「一括調査報告義務者」という。）は、関係事業所（特定事業所以外の事業所であって、当該指定を受けたものをいう。）の調査票に掲げる事項のうち、当該指定を受けた事項について一括して報告する（以下「一括調査」という。）。

3(2)に規定する事業所のうち一括調査の指定を受けようとするものは、あらかじめ経済産業大臣に届出をする。また、届け出た事項に変更があったとき又は一括調査をやめようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出る。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

別表第1に掲げる生産品目に関し、原則として次に掲げる事項について報告を求める。

- ①生産
- ②受入
- ③消費
- ④出荷
- ⑤在庫

また、経済産業大臣は、必要と認める場合、次に掲げる事項についても報告を求める。

- ⑥原材料
- ⑦従事者
- ⑧生産能力及び設備
- ⑨法人番号

〔集計しない事項の有無〕 無 有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在によって行う。

調査期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。

6 報告を求めために用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール
調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

生産動態統計調査は、経済産業大臣がその報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票によって行う。

①調査票による提出

報告義務者及び一括調査報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、1部を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

②電子情報処理組織による提出

ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と報告義務者及び一括調査報告義務者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に到達したものとする。

③電磁的記録による提出

報告義務者及び一括調査報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

なお、経済産業省は、民間事業者を通して、郵送により報告義務者及び一括調査報告義務者へ調査票の記入を依頼し、上記①～③の方法により調査票を回収する。業務委託内容は、調査票等関係書類の送付、調査票の回収・督促、審査、照会等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査月の翌月15日。（15日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

							器一般機械	
の及び二機ポン も輪自及ン の航自動び を空動車送 除機車用風圧 く用用機縮	械本刷加プ 及・エラス び製機械チ 工・ック 機製印ク		貯蔵槽 化学機械及び	び、土 破、鈦木 砕、山建 機、機設 械、械 及械	除機両車用動ボ く用用用、機イ 。の及、二(ラ)もび鉄輪自及 の航道自動び を空車動車原			
気送圧真ンポン ブ風縮空ブ メ機機ポン ロワ(排風機を 除く)含み、電	紙製製印 工本版刷 機機機械 械械械	プ ラ ス チ ッ ク 加 工 機 械	貯蔵槽 化学機械	破岩鈦 砕機)山 機)機械 (せん孔機・さく	ガ蒸ボ スタイラ タービン	内燃機関 ガボ スタ ター ビン	一食十ド電鉄金 般缶八ラム溶ぎ 缶リッ缶接棒 トル缶	
	ブ押射 ロ出出出 ウ成成成 成形成形 形付機機 機属機 装置	乾塔反混熱集分ろ 燥槽応合交離過 機機用機換ん機器 器器機、器器器 器かくはん機及び粉砕機		破基コア整掘建 砕礎ンス地削設 解工クフア機機用 体事リア械械ク 機用ルトト舗装 械機舗械機械	舶は 用デ イ内 ー燃 ゼ機 ル関 機関			
従 上 の 者 も の 十 名	従 上 の 者 も の 十 名	従 上 の 者 も の 十 名	従 上 の 者 も の 十 名	従 上 の 者 も の 十 名	従 上 の 者 も の 十 名	従 上 の 者 も の 十 名		
指 定 す る も の の 指 定 す る も の の					指 定 す る も の の 指 定 す る も の の	指 定 す る も の の 指 定 す る も の の		
機 械 器 具 月 報 (そ の 六)	機 械 器 具 月 報 (そ の 四)	機 械 器 具 月 報 (そ の 四)	機 械 器 具 月 報 (そ の 三)	機 械 器 具 月 報 (そ の 二)	機 械 器 具 月 報 (そ の 一)	機 械 器 具 月 報 (そ の 一)		

ミシン及び織	事務用機械	食料品加工機械、包装機械、及び荷造機械の（手動式のものを除く。）	金属加工機械及び鑄造装置	金属工作機械	農業用機械器具及び木材加工機械	動力伝導装置	運輸機械及び産業用ロボット	油圧機器及び空気圧機器の（のを除く。）
ミシン	複写機（ジアンズ式等を除く） 金銭登録機	食料品加工機械及び包装機械	金属加工機械 鑄造装置	旋盤 研削盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機 専用機 その他の金属工作機械	農業用機械器具 木材加工機械	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用のものを除く。）、 航空機用のものを除く。 歯車（粉末や金製品を除く） スチールチェーン	エレベータ（自動車用を除く） コンベヤ エスカレーター 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット	油圧機器 空気圧機器
家庭用ミシン	デジタル機	個装・内装機械 外装・荷造機械	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鑄造機械 砂処理機械 製品処理機械及び装置		整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器			
従事者三十名	従事者五十名 以上のもの	従事者三十名 以上のもの	従事者三十名 以上のもの	従事者五十名 以上のもの	従事者三十名 以上のもの	従事者五十名 以上のもの	従事者五十名 以上のもの	従事者五十名 以上のもの
経済産業大臣の	経済産業大臣の 指定するもの	経済産業大臣の 指定するもの	経済産業大臣の 指定するもの	経済産業大臣の 指定するもの	経済産業大臣の 指定するもの			経済産業大臣の 指定するもの
機械器具月報（その十七）	機械器具月報（その十六）	機械器具月報（その十四）	機械器具月報（その十二）	機械器具月報（その十一）	機械器具月報（その十）	機械器具月報（その九）	機械器具月報（その八）	機械器具月報（その七）

電気 機械 器具		も(回 航転 空電 機機 用機 の械)	造イ トス 置パ 装ネ 置ブ レフ イ・ラ 製・ラ 製デッ 装ツ	半導 導及 体び 製製 造造 装装	油熱 機温 器水 器器 及太 石	ガス 機器 、石 油機 器	空作 気業 動工 具具 、の 機機 械械	弁及 び管 継手	機械 工具 特殊 鋼切 削工 具	粉末 や金 用金 用金 型型
電電 動動 機機 一電 体機 器器	レフ イ製 造製 装装 置置 ・デ イス プ	太 陽熱 温温 水器器	石 油機 器	ガ ス機 器	作 業工 具	管 継手 及 びコ ック	超C 硬(ダ 工(Wイ 具)ヤ Bモ Nド 工工 具具	ゴ ム用 金金 用金 型型		
電電 氣氣 溶溶 接接 機機	電電 動動 機機 一電 体機 器器	石 油機 器	石 油機 器	ガ ス機 器	作 業工 具	管 継手 及 びコ ック	超C 硬(ダ 工(Wイ 具)ヤ Bモ Nド 工工 具具	ゴ ム用 金金 用金 型型		
電電 氣氣 溶溶 接接 機機	電電 動動 機機 一電 体機 器器	石 油機 器	石 油機 器	ガ ス機 器	作 業工 具	管 継手 及 びコ ック	超C 硬(ダ 工(Wイ 具)ヤ Bモ Nド 工工 具具	ゴ ム用 金金 用金 型型		
電電 氣氣 溶溶 接接 機機	電電 動動 機機 一電 体機 器器	石 油機 器	石 油機 器	ガ ス機 器	作 業工 具	管 継手 及 びコ ック	超C 硬(ダ 工(Wイ 具)ヤ Bモ Nド 工工 具具	ゴ ム用 金金 用金 型型		
電電 氣氣 溶溶 接接 機機	電電 動動 機機 一電 体機 器器	石 油機 器	石 油機 器	ガ ス機 器	作 業工 具	管 継手 及 びコ ック	超C 硬(ダ 工(Wイ 具)ヤ Bモ Nド 工工 具具	ゴ ム用 金金 用金 型型		

<p>開閉制御装置 （航空機用装置 ものを除く。）</p>	<p>民生用電気機 械器具</p>	<p>電気がま 食器洗い乾 電気冷蔵庫 電気冷却ヒ クツキング 換気扇 自然温水器 湯冷媒ヒートポンプ式給 家庭用電気井戸ポンプ 電気掃除機 電気洗濯機 温水洗浄便座 電気カミソリ 電気マツサージ器具</p>	<p>電球、配線及 具</p>	<p>通信機 及無線機 装置</p>	<p>民生用電子機 械器具</p>	<p>電子部品</p>
<p>開閉制御装置 開閉機器</p>	<p>電気がま 食器洗い乾 電気冷蔵庫 電気冷却ヒ クツキング 換気扇 自然温水器 湯冷媒ヒートポンプ式給 家庭用電気井戸ポンプ 電気掃除機 電気洗濯機 温水洗浄便座 電気カミソリ 電気マツサージ器具</p>	<p>電球 配線及び電気照明器具</p>	<p>電話機 電話応用装置</p>	<p>交換機 搬送装置 無線通信機 （衛星通信装 置を含む。） ネットワーク接続機器</p>	<p>薄型テレビ デジタルカメラ カーナビゲーションシステム 補聴器</p>	<p>受動部品 接続部品 電子回路基板 音響部品</p>
			<p>白熱電球 LEDランプ 配線器具 電気照明器具</p>	<p>ボタン電話装置 インターホン</p>		<p>抵抗コンデンサ 固定コンデンサ トランス インダクタ（コイルを含む。） 機能部品（通信・電子装置用に限 る。） スイッチ（有線通信機器用に限る。） コネクタ</p>
<p>従事者の五十名</p>	<p>従事者の五十名</p>	<p>従事者の五十名</p>	<p>従事者の五十名</p>	<p>従事者の五十名</p>	<p>従事者の五十名</p>	<p>従事者の五十名</p>
<p>経済産業大臣の 指定するもの</p>	<p>経済産業大臣の 指定するもの</p>	<p>経済産業大臣の 指定するもの</p>	<p>経済産業大臣の 指定するもの</p>	<p>経済産業大臣の 指定するもの</p>	<p>経済産業大臣の 指定するもの</p>	<p>（斜線）</p>
<p>機械器具月報（その三十）</p>	<p>機械器具月報（その三十一）</p>	<p>機械器具月報（その三十二）</p>	<p>機械器具月報（その三十三）</p>	<p>機械器具月報（その三十四）</p>	<p>機械器具月報（その三十五）</p>	<p>（斜線）</p>

			輸送機械器具						
自転車及び車	自動車部品及び内装品		自動車（戦闘用自動車を含む。）	電池	電気計測器及び電子応用装置	電子計算機及び情報端末	電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子、太陽電池		
完成自転車	自動車部品及び内装品（自動車のものを含む。）	自動車（モータースクーターを含む。）	乗用車（完成車を含む。）	乾電池 蓄電池	電気計測器 ガス検知器 放射線計測器 超音波計測器 その他電子応用装置	電気計測器 制御機器 オートメーション	電子管 集積回路 液晶素子 太陽電池 モジュール	メモリ部品（磁気テープ・スイッチング電源）	
	エンジン噴射装置 燃料噴射装置 ソーパー ブレーキ装置			酸化銀電池 リチウム電池 鉛蓄電池 リチウムイオン蓄電池			はん（汎）用コンピュータ（メモリー・ミッドレンジ） インフラーム） パーソナルコンピュータ		
従事者十名以上	従事者五十名以上		従事者五十名以上	従事者五十名以上		従事者五十名以上	従事者五十名以上		
経済産業大臣の			経済産業大臣の指定するもの	経済産業大臣の指定するもの			経済産業大臣の指定するもの		
機械器具月報（その四十三）	機械器具月報（その四十一）		機械器具月報（その四十七）	機械器具月報（その三十九）		機械器具月報（その三十八）	機械器具月報（その三十七）	機械器具月報（その三十六）	

加紙パ 工及ル 品びプ 紙・紙														
紙	パ ル プ	も幅・製 ・織網綿 レ物・・ ー・綱ふ ス組、と ひ細ん			製 品びニ 品及に びニト 織ツ生 物ト地 縫製並		ト織染 生色 地及整 び理 ニッ ッた		布エー ルペフ トッテ ・トッ 不・ド 織不カ		織物 を(除 く。細 幅織)			
紙 (手す きの紙 を除く。)	製 紙パ ルプ	組細 ひ幅 も織 物 レ ー ス 生 地	漁網 ・陸 上 網 合 成 織 維 網	製 綿 ・ ふ と ん	織 物 製 縫 製 品	ニ ッ ト 製 品	ニ ッ ト 生 地	ト 染 色 整 理 し た 織 物 及 び ニ ッ ト	フ ブ エ ル ス フ エ ル ト を 除 く。 (ニ ー ド ル)	織 布 フ エ ル ス フ エ ル ト を 除 く。 (ニ ー ド ル)	タ フ テ ッ ド カ ー ペ ッ ト (不 織 布 を 除 く。)	タ オ ル コ ー ド	織 物	再 生 ・ 半 合 成 織 維 糸 ポ リ エ ス テ ル 糸 そ の 他 の 合 成 織 維 糸
雑 種 紙	衛 生 用 紙	包 装 用 紙	印 刷 用 紙	開 取 報 用 紙	下 着 ・ 靴 袋 ・ 補 整 着 ・ 寝 着 類	下 着 ・ 靴 袋 ・ 補 整 着 ・ 寝 着 類					合 人 成 織 維 織 物 絹 ス ・ コ ー ス テ ス ト 織 物 毛 織 物 綿 織 物 絹 織 物 紡 織 物 テ ス ト 織 物			
全 部	全 部	上 従 事 者 の 十 名 以 上	以 従 事 者 の 十 名 以 上	以 従 事 者 の 十 名 以 上	以 従 事 者 の 十 名 以 上	以 従 事 者 の 十 名 以 上	以 従 事 者 の 十 名 以 上	も 二 あ て 機 動 力 行 設 備 に よ る 工 程 の 者 で つ 機	以 従 事 者 の 十 名 以 上		上 従 事 者 の 十 名 以 上			
											を 二 以 上 の 事 業 所 を 有 す る もの			
紙 月 報	パ ル プ 月 報	網 二 次 製 品 月 報 (製 綿 ・ 組 ひ も ・ レ ス)			ニ ッ ト ・ 衣 服 縫 製 品 月 報		染 色 整 理 月 報		タ フ テ ッ ド カ ー ペ ッ ト ・ フ エ ル ト ・ 不 織 布 月 報		織 物 生 産 月 報			

		化学工業														
		無機薬品、顔料及び化学肥														
高圧ガス、液体ガス及び固体ガス	触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）	火薬類	硫酸、炭、その他の無機薬品	酸化チタン、ブラック	顔料、鉄化合物	亜鉛化合物	りん化合物、カルシウム塩	ふっ素化合物	石灰及び軽質カルシウム類	ソーダ工業製品	化学肥料	ファインセラミックス	陶磁器	ほうろう鉄器	に限る。）	
酸素、窒素、水素、アールゴン		火薬、化学薬品、酸化水素、過酸化水素、けい素、ポリ塩化アルミニウム、硫酸アルミニウム	フタ酸、タロシアン系顔料	酸化鉛、酸化鉄	りん化合物、水素酸	軽質炭酸カルシウム	硫酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。）（化成肥料のうち粒状のものに限る。）	硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウム	塩化ナトリウム溶液、硫酸ナトリウム溶液	塩化ナトリウム、硫酸ナトリウム	複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。）	電気器具、衛生用品、玩具、食卓用品	衛生用品、電気器具、玩具、食卓用品	衛生用品、電気器具、玩具、食卓用品	衛生用品、電気器具、玩具、食卓用品	衛生用品、電気器具、玩具、食卓用品
全部	全部				全部	従事者の十五名以上		全部	従事者の五名以上		従事者の十名以上		従事者の十名以上	従事者の二十名以上		
高圧ガス月報	触媒月報				無機薬品・火薬類月報			化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	ファインセラミックス月報			陶磁器月報				

製品及びゴムの製品		製品及びゴムの製品		製品及びゴムの製品		製品及びゴムの製品		製品及びゴムの製品	
プラスチック製品		ゴム製品		塗料及び印刷インキ		化粧品		油脂製品、石けん、合成洗剤及び界面活性剤	プラスチック
プラスチック製品を除外する	プラスチック製品（電線被覆を除く）	自動車用タイヤ	印刷インキ用ワニス	塗料インキ	特殊用途化粧品	香水・化粧水・ヘア化粧品	界面活性剤	石けん・ボディ用洗剤	プラスチック（石油化学製品）
合成皮革	フィルム		新聞インキ					脂肪酸グリセリン	メチルセルロース、エチルセルロース、ブチルセルロース、アクリル樹脂、ポリブタジエン、ポリイソブレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリオレフィン、ポリスチレン、ポリブタジエン、ポリイソブレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリオレフィン
従事者五十名以上		従事者五十名以上	従事者五十名以上	従事者十名以上				従事者十名以上	全部
					従事者三十名以上				
プラスチック製品月報		ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	塗料及び印刷インキ月報	化粧品月報			油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	プラスチック月報

石炭製品及び 金属製品		窯業製品 土製品 建築製品										
コークス	非金属鉱物	金属鉱物	その他の窯業製品、土製品及び建築材				ガラス製品及びガラス	セメント製品及びセメント				
コークス	石灰石 けい石 ドロマイト けい砂	金鉱	金属製建具	研削砥石	活性炭製品（炭素製品）及び濾過用カーボン、鉛筆用芯、その他日用品を除去）	繊維板 パルプ プレハブ 建築用パネル	耐火レンガ・不定形耐火物	複層ガラス 安全ガラス 繊維	板ガラス 安全ガラス	セメント製品	セメント	
			スチール アルミニウム 又はステンレス製建具	炭素繊維製品	特殊炭素製品				気泡コンクリート製品 木材セメント板製品 保護コンクリート製品 道路用コンクリート製品 空力コンクリート製品 遠心力コンクリート製品 空洞コンクリート製品 護岸コンクリート製品 コンクリート製品 コンクリート製品 コンクリート製品	機械器具部品（照明用品を含む） 日用品・雑貨	建築材料 容器製品 発泡製品 強化槽製品 浴槽 浄化槽 その他	
全部	従事者十名以上	全部	全部	従事者三十名以上	全部	全部	全部	全部	従事者三十名以上	全部		
/												
		鉱物及びコークス月報	金属製建具月報		炭素製品・研削砥石月報	ボード・パネル月報	耐火レンガ・不定形耐火物月報	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報		セメント・セメント製品月報		

製金及非 品属び鉄 加工非金 工鉄属										石油製 品		
製非 品鉄 金属 加工					非鉄 金属 属地 金					石油製 品	原油及 び天然 ガス	
光フ アイ バ製 品	電線 ・ケ ーブル	アル ミニ ウム 圧延 製品	アル ミニ ウム 粉	銅合 金塊	伸銅 製品	アル ミニ ウム 合金 地金	アル ミニ ウム 合金 地金	シリ コン ウエ ハ	電粗 鉛鉛 （副 産粗 鉛を 含む 。）	電粗 鉛鉛 電粗 銅銅 電粗 銀銀	石油製 品	天然 ガス
光通 ファイ バ心 線	銅裸 線（ 完成 品）					精製 アル ミニ ウム 地金						
全部	従事 者三 十名 以上 のもの	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部		全部	全部	全部
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	非鉄 金属 製品 （電 線・ ケー ブル ） 、光 ファイ バ製 品月 報	非鉄 金属 製品 月報 （アル ミニ ウム 圧延 製品 ）	アル ミニ ウム 月報	非鉄 金属 製品 月報 （シリ コン ウエ ハ、 はんだ 、銅合 金塊 ）	非鉄 金属 製品 月報 （伸 銅製 品）	アル ミニ ウム 月報	非鉄 金属 製品 月報 （シリ コン ウ エハ 、は んだ 、銅 合金 塊）			非鉄 金属 月報	石油 製品 月報	原油 及び 天然 ガス 月報

経済産業省生産動態統計調査計画の5(1)⑥から⑧の調査を行った品目については以下の事項について集計する。

		30	31	32	33	34	35	36	37
		原材料別					品目群別	品目別	
		受入	生産 又は発生	消費	月末在庫	生産品目別 消費内訳	月末 従事者数	月間生産 能力(指数)	稼働率
		数量又は重量							
鉄鋼	1010、1020、1040、1050、 1060、1070 (1090※)	△ 1010	△ 1010	○	○		◎	○	○
非鉄金属	5040、9040、9050、9060、 9070、9080、9810		○	○	○		◎	○	○
金属製品	2210、2220、2250、2260、 2270、2510、2520、2530、 2540、2550、2560			○			◎	○	
はん用・生産 用・業務用機 械	2010、2020、2030、2040、 2060、2070、2080、2090、 2100、2110、2120、2140、 2160、2170、2180、2190、 2200、2230、2240、2460、 2470、2570						◎	○	
電気・電子デ バイス・情報 通信機械	2280、2290、2300、2310、 2320、2330、2340、2350、 2360、2370、2380、2390						◎	○	
輸送機械	2400、2410、2430、2440、 2450						◎	○	
窯業・土石 (建材)	5120、5130、5140、7230、 7250、7260、7290、7320、 7340						◎	○	○
パルプ・紙・ 紙加工品	4230、4240、4260、4290、 4295			○	○		◎	◎	◎
化学工業	6010、6080、6090、6100、 6121、6122、6140、6160、 6171、6175、6180			△ 6122			◎	○	○
ゴム製品・プ ラスチック製 品	6201、6202、6210			◎		△ 6210	◎	○	○
繊維工業	3010、3040、3110、3150、 3160、3180、3200			△ 3160			◎	○	○
その他の工 業	4300、5020、5030、5050、 5080、5100、5110						◎	○	○
鉱業・石油・ 石炭製品	8020、8040、8061						◎	△ 8020	△ 8020

注:「◎」は全ての調査票、「○」は2つ以上の調査票、「△」は1つの調査票が該当し、数字は該当する調査票番号を示す。

※:「1090」は、「1010～1060」と同封される調査票であり、月末従事者数及び月間生産能力のみを調査している。